

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課																									
件 名	五条川魚類生息調査業務委託																									
契 約 内 容	<p>入鹿池に流入する五条川は、市内でもっとも清らかな河川であり、多くの生物が生息している。生息する魚類を調査し続けていくことで、大きさや数の増減から、水質の変化を捉えることができる。</p> <p>また、水質の変化を捉え水環境を保全することで、魚類の保全にもつながる。</p>																									
契 約 期 間	令和2年8月12日～令和3年3月19日																									
契 約 締 結 日	令和2年8月12日																									
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所																									
契 約 金 額	247,500円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>本市は、第5次犬山市総合計画で、里山の実態の把握を、犬山里山学センターを拠点として、特定非営利活動法人や市民ボランティアが協働して里山に生きる希少な動植物の系統的な実態調査を行うことを位置付けています。</p> <p>特定非営利活動法人犬山里山学研究所は、多くの市民ボランティアを育成しながら、本市と協働で里山の实態調査を含むさまざまな環境保全活動を実施している団体であり、長年五条川の生物調査を実施している実績があります。</p> <p>五条川の生態系、地形、過去のデータを有しているだけでなく、淡水魚に関する知識を有するスタッフも在籍していることから、政策的な当該委託を、営利目的とせず、かつ公益を目的とする団体との契約するもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する者として、「特定非営利活法人犬山里山学研究所」から見積もり徴収し随意契約するものである。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課																	
件 名	大型動物死骸収集運搬業務																	
契 約 内 容	犬山市が指示した大型動物の死骸を尾張北部聖苑まで収集運搬する。																	
契 約 期 間	令和2年9月8日から令和3年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	令和2年9月8日																	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山猟友会																	
契 約 金 額	イノシシ (1頭あたり・税込み) 1260円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般廃棄物の収集・運搬・処理は、地方公共団体の固有事務であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に基づき委託をしている業務である。</p> <p>同法施行令の委託基準では、業務の確実な履行が求められており、自由競争に委ねられるべき性格の事業と位置づけられていない。</p> <p>業務遂行に足りる施設、人員及び財政的基礎を有し業務の実施に関し相当の経験を有しており、適正な運営が継続的かつ安定的に可能な業者である。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	脱臭フィルターの再生処理について	
契 約 内 容	犬山市環境センターの脱臭装置に係る脱臭フィルターの再生処理(R2. 8～R3. 3)	
契 約 期 間	令和2年8月18日～令和3年3月26日	
契 約 締 結 日	令和2年8月17日	
契 約 相 手 方	大和熱学 株式会社	
契 約 金 額	264,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	平成29年8月より稼働する犬山市環境センターの脱臭装置は、大和熱学株式会社が当センターの仕様に合わせ、独自に設計した専用の脱臭装置であり、脱臭フィルターの再生処理（清掃）が施行できる事業者は、設計者の大和熱学株式会社に限られ、その性質又は目的が競争入札に適しないと認められるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	外来種の収集運搬及び処理事業	
契 約 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除作業後に外来種と判別された生物の収集及びトラックへの積み込み ・ 犬山市都市美化センターへの搬入 ・ 犬山都市美化センターでの積み下ろし及び積替え作業 	
契 約 期 間	令和2年10月6日	
契 約 締 結 日	令和2年9月29日	
契 約 相 手 方	勝建設株式会社	
契 約 金 額	165,000円 (内消費税15,000円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○	第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>今回のおさかなレスキュー外来魚駆除事業は、犬山市が行う工事に伴う大畔池の水抜きを行うため、外来種の駆除及び在来種の保護を併せて行うものである。大型のため池である大畔池は、池の形状や大量の外来種が発生すると考えられるため、重機や多くの作業員が必要になる。そのため、元となる大畔池の工事業者に委託をすることにより、新たに重機の手配をする必要もなく、作業員についても大畔池の作業員から協力をもらうことが可能になる。</p> <p>本体工事と密接に関連する付帯的な業務であり、経費の削減が確保できることが明らかであることから、当該見積りに選定することが妥当であると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するものとして、「勝建設株式会社」から見積書を徴収し随意契約をするものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	産業課																									
件 名	プレミアム商品券販売等業務委託																									
契 約 内 容	プレミアム商品券の販売及び換金																									
契 約 期 間	令和2年7月8日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年7月8日																									
契 約 相 手 方	犬山商工会議所																									
契 約 金 額	399,620,800円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	商品券の販売から換金まで一括で委託することにより、プレミアム商品券の販売による収入を速やかに換金に充当することが可能となる。また、換金業務については、金融機関との調整、連携が必要であることから、過去にプレミアム商品券事業を実施し、金融機関と連携した換金業務を実施した経験を有し、市内事業者からの要望にも速やかに対応可能な犬山商工会議所に本件業務を委託することが最も合理的かつ経済的であるため、当該契約の性質が競争入札に適しないと判断し、随意契約の方法により契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課